

富 国 第 1 6 号
令和 4 年 3 月 28 日

富良野市国民健康保険運営協議会会長 様

富良野市長 北 猛 俊



富良野市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)

令和 4 年度の国民健康保険税に係る税率等改正について諮問致します。

諮問第1号

富良野市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正内容

(基礎課税額)	現行	改正
賦課限度額	630,000円	650,000円
(後期高齢者支援金課税額)	現行	改正
賦課限度額	190,000円	200,000円
(介護納付金課税額)	現行	改正
賦課限度額	170,000円	改正なし

2. 改正理由

国民健康保険税の賦課限度額は地方税法施行令に定められており、令和4年4月より基礎課税分賦課限度額を2万円、後期高齢者支援金分賦課限度額を1万円引き上げることとなりました。引き上げの理由として国は、国民健康保険の賦課限度額対象世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額限度額の割合である1.5%をめどに引き上げていくこととしています。富良野市においては、北海道の保険事業納付金算定に地方税法施行令の賦課限度額を適用しており、国保財政の健全化を確保する観点から地方税法施行令と同水準としています。

3. 改正時期

令和4年度より適用（令和4年6月議会提案予定）